

人事労務レポート

今回のテーマ

名ばかり管理職問題の整理

< 管理職と管理監督者の違い >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5
金子ビル401

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

平成20年1月のマクドナルド判決を契機にテレビや新聞等でいわゆる「名ばかり管理職」に関する問題が多く取り上げられるようになりました。店長等、今まで労働時間の管理をせず、残業代の支給対象外としてきた管理職社員に対して、管理職から外し、残業代の支給対象にするといった制度の見直しを行う企業も出てきています。

今回はこの名ばかり管理職問題を取り上げ、問題の論点整理をしていきたいと思います。

1. 管理職と管理監督者の違い

多くの企業において「管理職」と位置づけた社員については、労働基準法41条2号で定める管理監督者(労働時間規制が適用されない人＝残業代が発生しない人)に相当するものとして扱ってきました。

一方、「管理監督者」については、労基法において、労働時間、休憩、休日に関する規制の枠を超えて活動することが要請される重要な職務と責任を有する者だけが該当するとされています。

ここで、企業が管理監督者に相当するものとして設定した管理職の中に、権限や待遇面で一般社員とあまり違いがない社員も含まれ、労基法で定める管理監督者の範囲をオーバーしてしまった結果、名ばかり管理職(本当は残業代を払わないといけない管理職)が生じていることが、今問題視されています。

管理職 - 管理監督者 = 名ばかり管理職
となっているのが実態といえます。

2. 管理監督者の要件

それでは、管理監督者とみなされるためには、どのような要件をクリアしていなければいけないのでしょうか。労働行政による通達と過去の判例をもとに管理監督者の要件を考えると、以下の3点にまとめることができます。

(1) 経営者との一体性

労働時間等の枠を超えて仕事をするのが求められる重要な職務と権限を与えられ、労務管理を含め、企業全体の事業経営に関する重要事項に関与している。

マクドナルド判決でもこの「企業全体」という点が重視されました。

(2) 出退勤の自由裁量

時を選ばず経営上の判断や対応を求められるため、始業・終業時刻等、労働時間について厳格な拘束を受けず、自己判断によって出社、退社の時刻を決め、休憩をとることができる。

遅刻・早退・欠勤控除がある、出退勤の結果が賞与に反映される、というのでは勤務について自由裁量があるとはいえません。

(3) その地位にふさわしい待遇

基本給や役職手当、賞与の支給率等で他の一般労働者と比べて優遇措置がとられ、その地位にふさわしい処遇がされている。

管理職となり残業代がなくなった結果、部下の給料を下回るようになった…となると、労働時間の規制から外れた結果、不利益を被ることになるので認められません。

3. 管理監督者に関する判例

昨年のレポートでも判例についてご紹介しましたが、多くの裁判において管理監督者性を否定されて企業側が負ける結果となっています。

最近、最もインパクトがあった判例として、平成20年1月28日に出された日本マクドナルド事件があります。これも企業側が負けた事例ですが、主にポイントは2つあります。

店舗の運営権限だけでは、経営者と一体的立場にあるとまではいえない。(企業全体の運営に関わるのは、管理監督者ではなく、経営者の役割とも思いますが…)

店長の年収635万円(一番多いB評価のとき)と下位の社員の平均年収との差が年額44万円しかなく、管理監督者に対する待遇としては十分とはいえない。

4. 労働行政の動き

マクドナルド判決を契機とした世論の動きに対して、平成20年4月1日付で、「管理監督者の範囲の適正化について」という行政通達が労働基準局より出されました。内容は従来の通達や判例に沿った管理監督者の考え方を踏襲するものですが、今後、管理監督者の範囲について、企業に対し労働基準監督署による監督・指導が積極的に行われていくことが予想されます。

こうした背景を踏まえて、企業は自社の管理職の処遇について今見直しをする時期にきているといえます。

今月の主な労務関連手続き

- ・住民税の控除額変更(6月・7月給与)
- ・算定基礎届の作成、提出(7月10日まで)

コラム

「管理職の処遇」というテーマである人事系の月刊誌に特集記事を書くことになりました。8月発刊予定ですが、確定しだいたいご案内させていただきたいと思います。

そういえば今日でちょうど1年の半分が終了しました。本当にあっという間ですね…。油断していると一瞬のうちに年末を向かえてしまいそうなので、要注意です。千駄ヶ谷に事務所を移して早くも約半年が経過しようとしています。何とまだ移転当初にいただいた胡蝶蘭が咲いています。